

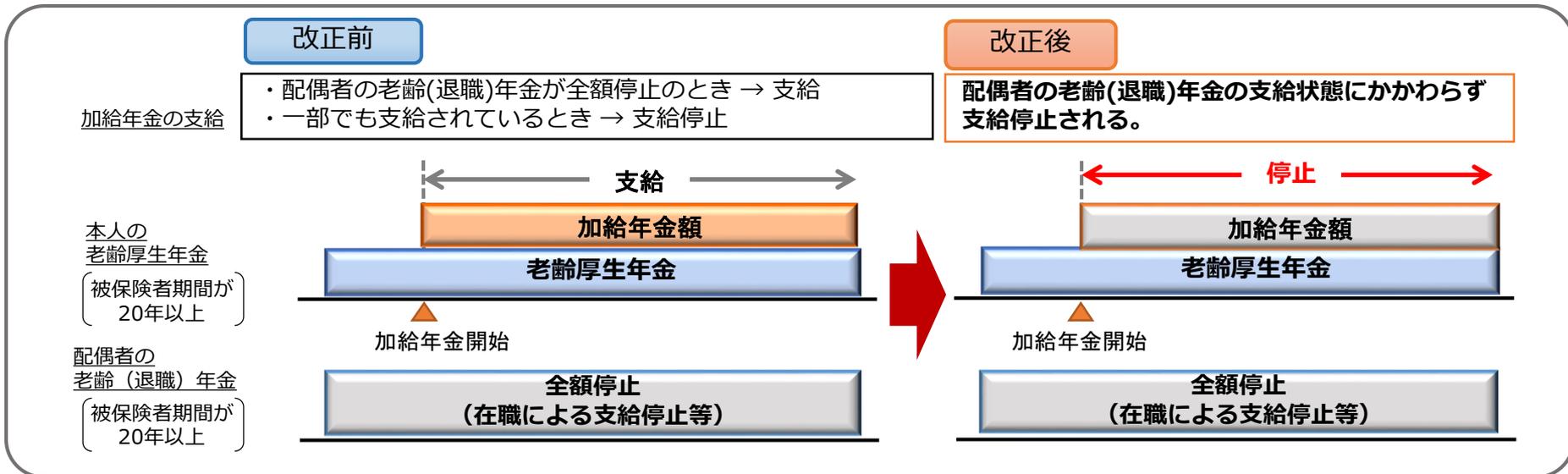
令和4年4月から加給年金の支給停止の規定が見直されました

加給年金は厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方に、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で生計を維持している配偶者または子がいるとき、自身の年金に加算されます。

生計を維持している配偶者に**老齢や退職、障害を支給事由とする給付**を受け取る権利がある場合、加給年金は支給停止されますが、配偶者に対する給付が全額支給停止されている場合には、加給年金が支給されることとなっていました。

令和4年4月以降は、配偶者の老齢または退職を支給事由とする給付が全額支給停止となっている場合にも、これらを受け取る権利がある場合は、加給年金は支給停止されます。※障害を支給事由とする給付については変更ありません。

今回の改正で変更された点



【経過措置】

以下の①および②の要件を満たす場合については、**令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置**が設けられています。

- ① 令和4年3月時点で、本人の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金が支給されているとき
- ② 令和4年3月時点で、加給年金額の対象者である配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有しており、全額が支給停止されているとき